

岬まち町第159-1号
令和3年1月18日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
大阪南地域協議会
議長 森義仁様
泉南地区協議会
議長 岸茂朗様

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する

要請に関する回答書

平素より、町行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日に要請いただきました、貴団体からの「2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請」について、以下のとおり回答します。

2021(令和3)年度 自治体政策・制度予算要請

〔(★)は重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策(6項目)

(1)就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答】

就職氷河期世代の支援については、いきいきネット相談支援センターの相談窓口において、就職氷河期世代の活躍支援の取組み強化を図っているところです。今後も就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう、関係機関と密に連携し、取り組んでまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答】

就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。今後も引き続き、関係機関との連携を図るとともに、コロナ禍における状況の変化に柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は 16 年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は 43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が 0.1%引き上げられる予定もあることから、9 月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答】

障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。また、本町での職員雇用における障がい者の法定雇用率を下回らないよう留意し、職場環境の改善に努めてまいります。(まちづくり戦略室)(しあわせ創造部)

(2)男女共同参画社会の形成(推進)に向けて(★)

< 補強 >

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を町民に分かりやすい資料等で公表し、町の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす町の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答】

「次世代育成支援対策法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく岬町特定事業主行動計画に沿った施策における「取り組みの成果」や「今後の課題」について、本町の特徴を含め、住民の皆様に広く周知できるよう、情報提供に努めてまいります。また、本町においては女性の積極的な登用に努め、「ジェンダー平等」を目指してまいります。本町における新たな男女参画プランにつきましては、固定的性別役割分担意識の解消につながる具体的施策を盛り込み、「ジェンダー平等」の姿勢をアピールするべく、関係機関と連携を図りながらプランの策定に努めてまいります。(まちづくり戦略室)(総務部)

< 新規 >

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督

署と連携し、町内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答】

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するために、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や、仕事と家庭の両立支援等を図れるよう、労働基準監督署並びに、大阪府、関係機関等と連携を図りながら、本町における対象事業者に2022年の「一般事業主行動計画」策定に向けた周知活動を、積極的に行うよう努めてまいります。（総務部）

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答】

今後も「働き方改革」の推進や「パワハラ防止」に関しては、関係機関と連携を図りながら、周知に努めてまいります。（まちづくり戦略室）

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答】

外国人労働者が安心して働けるよう国や大阪府などの関係機関と連携し、支援機関等の案内等、相談機能の充実に努めます。また、本町において必要とされているサポート内容などニーズ把握に努め、支援体制の充実に向けた検討を進めてまいります。（都市整備部）

<継続>

(4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答】

本町では、国籍を問わず、創業支援や農業・漁業に就労される方への支援を実

施するとともに、ビジネスプランコンテストを開催しています。また、企業立地促進条例を制定し、企業誘致による地域の雇用の場の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援を実施しています。令和3年度につきましては、SDGsが掲げる目標内容を踏まえ、引き続き岬町に根ざした創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。

外国人に対する事業者の理解は、言葉や文化の違い等により、なかなか進んでいない状況があることから、町内事業者に向けた啓発を行ってまいります。外国人の就労における課題解決に向けて、多言語で対応できる相談窓口や相談員の設置、外国人労働者の生活に関する支援、また、災害時など、緊急時の連絡・支援、地域生活のルールに関する支援など関係機関と連携し、就労支援の取り組みに努めてまいります。（総務部）

< 継続 >

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答】

大阪府や商工会などの関係機関と連携し、基幹人材の育成や確保に必要な情報提供に努めてまいります。（都市整備部）

< 継続 >

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答】

がん等の治療を行いながら働く労働者に対して適切な配慮を行うよう、事業主への啓発や情報提供などに積極的に取り組んでまいります。また、本町においては、肝がんの罹患率、死亡率が全国平均よりも高いという健康課題があり、肝疾患対策に取り組んでいます。働く世代に対しても保健師による訪問指導、医師による個別相談を実施し治療に取り組めるよう助言しています。（しあわせ創造部）

2. 経済・産業・中小企業施策（4項目）

(1) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

本町では平成22年度から泉南市、阪南市及び熊取町の商工会等が開催する

「ものづくり展」への支援を行う等、ものづくり産業の育成に努めています。今後も引き続き、ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、MOBIOなど関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(回答)

中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙や町内イベント等を活用するほか、商工会など関係機関とも連携し周知及び支援に努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答】

コロナ禍における経営状況の変化に対して、事業者が効果的に融資制度を活用できるよう金融機関提案型融資の周知を図ります。また、融資制度に係る申請手続きの迅速化にも努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう町としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、町のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答】

本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため、町内業者への周知に向け広報活動を行っています。また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答】

しわ寄せ防止総合対策については、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。(都市整備部)

< 補強 >

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

本町では、競争入札等による方法以外にも、価格のみで契約者を選定する以外の方法として、一部業務委託において、プロポーザル方式(提案型)を採用しています。総合評価入札制度については、本町の状況を勘案すると、導入にあたってはいろいろと課題があると認識しています。また、公契約の適正化推進は継続して努めていることであり、公契約条例の制定についてもひとつの手段として、関係法令との整合性も含め、研究課題であると考えています。(総務部)

< 新規 >

(4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答】

中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の検討に努めてまいります。(都市整備部)

3. 福祉・医療・子育て支援施策（5項目）

< 継続 >

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、町民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関、関係機関とともに取り組んでまいります。また、地域包括ケアシステムの整備推進については、地域ケア会議や協議体、介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見いただき、住民にも周知してまいります。（しあわせ創造部）

< 継続 >

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うと。また、町民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

本町では第2次健康みさき21（健康増進計画及び食育推進計画）に基づき、健康づくり施策を推進しています。特定健診については国保若年特別健診を実施しており、満15歳以上の国保加入者が受診できる体制をとっています。子宮がん検診、乳がん検診については、国の指針に基づき実施し、セット検診として受診者の利便性を図っています。また「おおさか健活マイレージアスマイル」については、他市町村に先駆けてモデル事業に取り組み、特定健診、がん検診を全て受けた町民に対しては町独自ポイントの付与を行うなど積極的に取り組んでいます。なおソーシャルメディアの活用については町公式フェイスブックやYouTubeなどの活用などを模索しています。当町のような小規模自治体単独で関連団体等と連携したキャンペーンの実施は企画運営が困難であることから、大阪府の支援・連携を期待しています。（しあわせ創造部）

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・

バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答】

本町には公立病院がないため、医療人材の勤務環境と処遇改善については泉州医療圏域協議会、泉佐野泉南医師会、関係医療機関と検討してまいります。なお、医師及び看護師など医療職の労働条件や緊急事態を想定した対応については、本町が他市町と運営を補助している泉州広域母子医療センター及び泉州南部初期急病センターについてコロナ禍による収益悪化が著しく、市町のみでの支援に限界があるため、国や府に対し財政的、人的支援を求めてまいります。（しあわせ創造部）

< 継続 >

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答】

本町のように小規模自治体においては、そもそも医療機関が少なく、町民が安心できる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。泉州医療圏域協議会において、医療提供体制の確保に関する事項について、大阪府医師確保計画など、医師の偏在解消に向けた取り組みが推進されるよう意見を付したいと考えております。（しあわせ創造部）

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

< 継続 >

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答】

介護人材の確保・定着、離職防止のため、大阪府及び府下市町村と連携し、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき取り組みを強化しております。また、介護労働者の処遇改善等について、関係機関に働きかけてまいります。介護ロボッ

ト等の福祉機器導入については、国の交付金を活用し、町内事業所への普及を行っているところでは、(しあわせ創造部)

< 継続 >

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

地域包括支援センターの機能を有効に発揮できるよう、地域包括支援センター内の人材確保の強化に向けた取り組みを実施してまいります。また、労働者の介護離職予防の地域包括支援センターにおけるサポート機能や役割を、地域住民に周知してまいります。(しあわせ創造部)

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

< 継続 >

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答】

全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設(公立4、私立2)あり、いずれも児童数は利用定員内で推移しており、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとします。また他自治体からの広域入所についても積極的な受入れを行っています。(しあわせ創造部)

< 補強 >

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の

更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。(しあわせ創造部)

< 継続 >

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。現在、例示のありましたサービスのうち延長保育につきましては公立保育所1か所で最大21時までの保育を行っています。(しあわせ創造部)

< 継続 >

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことであると考えています。また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。(しあわせ創造部)

< 継続 >

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答】

「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取り組みについて、本町の状況に応じた方法を模索してまいります。(しあわせ創造部)

< 補強 >

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」

の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を配置するとともに、必要に応じて虐待対応外部アドバイザーの助言を受けています。また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察との連携もとりつつ、今後も児童虐待への早期対応と防止に努めてまいります。また、虐待を防止し切れ目のない子育て支援を行うため、本町では子育て世代包括支援センターを設置し、保健センターにおいて、母子保健型として妊娠・出産包括支援事業、産前産後ケア事業、産後健診、新生児聴覚検査費用助成を実施しています。今後につきましても、第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21後継計画に基づき事業を推進してまいります。(しあわせ創造部)

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

本町において小児救急診療については泉州医療圏域二次救急医療対策事業小児救急医療支援事業として運営費補助金を支出し、小児科専門の救急病院を引き続き支援しております。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長については小児科医の確保が必要となりますが、非常に困難な状況にあるため、関係市町、泉佐野泉南医師会などと協議し、国や府に対して、小児科医の派遣や地域における医師確保について要望してまいります。(しあわせ創造部)

4. 教育・人権・行財政改革施策（5項目）

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答】

本町では、小学校1年生及び2年生について35人学級編制を実施しておりますが、実態としましては、少子化により多くの学年で学級が35人を下回っている状況にあります。また、習熟度別指導推進事業等を活用し、加配教員を配置することで、よりきめ細かな少人数指導を行なっております。今後、35人学級編制の対象学年を拡大して実施できるよう、関係機関に働きかけると共に、加配措置の充実や教員の指導力向上を図ってまいりたいと考えております。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。(教育委員会事務局)

< 継続 >

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、町における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答】

給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等における周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしてまいります。町における奨学金返済支援制度の創設や地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入にあたっては、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対する返済猶予措置につきましても、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。(教育委員会事務局)

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

< 継続 >

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答】

本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定(平成6年)しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策並びに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら対応に努めてまいります。(総務部)

< 継続 >

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるの

は、S O G I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、町においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

本町では、「第2次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様に認識していただきたく、「L G B T」をテーマにした啓発冊子を作成し、町内に全戸配布を実施しました。今後も、L B G T等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。（総務部）

< 継続 >

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

本町では、学卒求人申し込みが始まる6月が「就職差別撤廃月間」に定められていることを広報誌等で周知するほか、大阪府や関係機関、本町内の事業所で構成する「岬町事業所人権問題連絡会」と連携しながら、幅広い啓発活動の展開に努め、就職差別をなくすためには、採用する企業側において、その社会的責任を果たす取り組みが必要なことはいうまでもなく、一人ひとりが不公正な選考を「しない、させない、許さない」という意識を持ち、企業と一体となって就職差別撤廃の気運を盛り上げてまいります。また、今後も「部落差別解消推進法」の趣旨を十分認識し、国や大阪府・関係機関と連携を図りながら、引き続き部落差別問題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。（総務部）

< 新規 >

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不

在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

本町の取組みとしては、投票者の最寄施設である集会所等の活用による利便性と投票率の向上を旨としています。また、共通投票所の設置については、まず前提として投票者を受入可能な集客施設等が本町内に所在することが必要であること、二重投票防止のための措置（オンラインによるリアルタイムでの投票状況の管理など）が必要であることなど、実現に至るには課題があると認識しています。また、投票方法については、今後も公職選挙法等に規定された方法に基づくものとしてまいります。（総務部）

<新規>

(5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答】

本町では、ふるさと納税の寄付を受ける際に、寄付者が希望する施策に指定して寄付が行えるようになっていきます。指定先として、教育、福祉、子育てを始めとした事業に観光振興に係る事業など、地域の活性化に向けたメニューを設けています。令和3年度につきましても、引き続き地域活性化に向けた収入確保に努めてまいります。（総務部）

5. 環境・食料・消費者施策（4項目）

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、町民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答】

食品ロス削減に向けた取り組みは、廃棄物の減量をはじめ、資源の有効活用等の観点から重要な取り組みと考えております。食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。（しあわせ創造部）

<継続>

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。（しあわせ創造部）

< 継続 >

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

企業等の人手不足対策として離職の一因と考えられる不当クレーム(カスタマーハラスメント)による従業員への負担に対応するため、各企業での不当クレーム対策の検討が重視されています。また、厚生労働省においては対策指針の作成が検討されるなどカスタマーハラスメント対策の重要性が増していると考えられます。このような状況を踏まえ、本町では、関係機関等の動向を注視し、町内イベント等を活用した啓発活動の実施を検討するなど対策に努めてまいります。（都市整備部）

< 補強 >

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

町内で特殊詐欺の情報があった場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。今後も関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。（まちづくり戦略室）
（都市整備部）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（11項目）

< 継続 >

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。（都市整備部）

< 継続 >

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。（都市整備部）

< 新規 >

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答】

最近、他市町村において、保育所の児童が園外に出た際に、暴走した車により、命を落とすといった痛ましい事故が残念ながら起こりました。本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引き続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。（しあわせ創造部）

< 継続 >

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的

な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答】

ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。コロナ禍における災害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。地域防災計画については、計画見直しの際に感染症対策の視点を取り入れた改訂を行ってまいります。（まちづくり戦略室）

<補強>

(5)地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答】

地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度5強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。（まちづくり戦略室）

<補強>

(6)地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答】

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等の関係機関と、大規模災害発生時を想定した体制の構築を図るため、平時からの連携に努めてまいります。帰宅困難者対策については、必要に応じて鉄道事業者や地域企業等と連携を図ってまいります。(まちづくり戦略室)

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。(都市整備部)

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、町民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大規模災害時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。また、必要に応じて本計画の改訂を行い、今後につきましても、災害被害の拡大防止に努めてまいります。(まちづくり戦略室)

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさま

ざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

本町内の主要駅の駐輪場には、自転車等の窃盗や街頭犯罪などを抑止するため防犯カメラを設置しております。また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後につきましても、管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。（しあわせ創造部）

<新規>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答】

交通弱者に対する支援の取り組みについては、昨年度から一部の地域で買い物支援等の移送サービスの提供が開始されました。今後は、他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。（しあわせ創造部）

<新規>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。（都市整備部）

<新規>

(11) <大阪南地域協議会 統一要請>

① リモートワークのルール作成について

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

【回答】

コロナ禍の中、リモートワーク等を推奨し、全庁的に働き改革を進める等、職場環境の改善及び住民サービスの維持・向上に努めてまいります。(まちづくり戦略室)

②鉄道の高架化、ホームドアの設置について

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

【回答】

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。(都市整備部)

7. 泉南地区協議会独自要請（2項目）

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について

≪継続（一部修正）≫

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークライフバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えらる。

そのためには従前より実施している創業支援事業のみならず、町独自の新たな取り組みを行う必要がある。具体的には、誘致企業への補助金や減税を行うために町の財政を確保する事を目的として、ふるさと納税やクラウドファンディングといった財政確保への取り組み、また本町は関西国際空港からも近く、全面開通した国道26号線による交通アクセス等の、流通に必要な交通基盤が確保されている事を強みとしたPR戦略、町が求める業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとらわれる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けて取り組まれない。

【回答】

本町では、平成29年度に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、町内の商工会、金融機関と連携した創業支援事業に取り組んでいます。また、企業立地促進条例の制定に加え、令和元年度には地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、企業誘致による地域の雇用の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援、水道代金や固定資産税の減免を始めとした補助を実施しています。企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、にぎわいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和3年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。(総務部)

(2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について

≪新規≫

2020年3月末を以て、南海電気鉄道株式会社がみさき公園運営事業より撤退した事に伴い、新たなみさき公園の整備は本町の最重要課題のひとつであると

考えます。

みさき公園は長年、町民のみならず近隣住民からも家族との憩いの場として親しまれ、広大な敷地と美しい海を背景とした自然豊かな場所であり、大阪府下の他の公園やテーマパークとは一線を画す魅力がある事から、その魅力を最大限引き出す事と、20年30年の長きに渡り将来継続的に親しまれる公園を作る町としての責任を果たすべきであり、現状いかなる展望を以て計画を進めているのか、また、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考えているが、それぞれの取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事のないよう、今後も町民の利便性を確保に万全を期されたい。

【回答】

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年4月以降の再開を目指しております。また、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として新たなみさき公園を整備し、その維持管理・運営を目指し、PFI事業による民間事業者の公募に向けた取組を進めることにより、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。(都市整備部)

岬まち町第160-1号
令和3年1月18日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
大阪南地域協議会
議長 森 義仁様
泉南地区協議会
議長 岸 茂朗様

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請に関する回答書

平素より、町行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
過日に要請いただきました、貴団体からの「新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請」について、以下のとおり回答します。

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請について

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

【回答】

医療体制の強化につきましては、国及び都道府県の責任において整備を進めていると認識しております。本町としましては大阪府と連携し、地域医療機関における発熱者の診療・検査が十分に行えるよう地区医師会へ協力を求めています。また医療従事者が安全に従事できるよう、医療物資の支援として、町内診療所、歯科診療所、調剤薬局に対して、マスク、防護服、感染対策のガウン、手指消毒液を無償で配布いたしました。また国・府からの支援物資も町において管理し、必要に応じて地域医療機関へ配布できるよう体制を整えています。町民に対しては発熱や体調不良時の受診の際の注意として、医師への事前相談、マスク着用の徹底を繰り返し周知しております。なお、検査は感染リスクの把握を行った上、適切に実施されるよう、大阪府及び医療機関に対し要望してまいります。(しあわせ創造部)

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニ

ング・区分け)の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭(風評被害を防止)するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【回答】

感染者受入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております。今後の感染拡大に対応できるよう十分な体制が確保されるよう大阪府に要望してまいります。(しあわせ創造部)

③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

【回答】

医療機関への経営支援については市長会及び町村長会と連携し、国へ要望してまいります。(しあわせ創造部)

(2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【回答】

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原検査については保健所や医師が感染リスクを適切に判断した上で実施することで感染拡大を防ぐことができます。特定接種の登録情報の活用については個人情報目的外使用に当たる可能性もあり検討が必要です。感染リスクの高い対面での業務を行う労働者としては医療従事者や介護従事者が想定されますが、各関係団体において業種別ガイドラインが作成され、感染防止対策の徹底が図られているところです。労働者の保護に関しては関係団体へ協力を要望し、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については国、府の支援において実施されるものと期待しています。(しあわせ創造部)

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国・府に求めること。

【回答】

現在、大阪府では、大阪府国保運営方針に基づいた事業運営を実施しており、国の基準を元にしつつも、大阪府独自の事情に合わせた内容での運用を実施することで、大阪

府内どの市町村においても公平な被保険者の受益と、負担の公平性が確保できるようにすることを目指しており、本町においても、平成30年度の制度改正以降、大阪府国民健康保険運営方針及び「別に定める基準」に基づき事業運営を実施しています。

今回、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことに対する財政支援として、本町においても国民健康保険料減免と傷病手当の支給について国基準に基づいて実施しており、傷病手当金については、本来、保険者が、保険財政上、余裕がある場合、自主的に実施することができるとしてはいますが、さまざまな就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、感染拡大防止の観点から、国は給与の支払を受けている被保険者が感染した場合や感染の疑いのある場合に休みやすい環境を整備することを目的として、生計費に充てるための賃金に代わるものとして支給するものであり、本町においてもこれと同様に支給することとしています。

なお、例年、6月の本算定時の保険料決定通知送付時に、保険料の算定根拠や保険料の納付方法等だけでなく、減免や特定健診等についてもお知らせするチラシを独自に作成して同封しています。また、従前より、各種申請書について、やむを得ない事情により窓口に来庁できない場合については郵送での受付は可能としているので、当該手当の申請についてもその他の申請同様、郵送等での申請も受け付けます。また、本人申し出により申請書の様式を本人宛に郵送するなどの対応を実施しているため、同様の対応を実施しています。また、様式についてはホームページ上に様式を掲載しています。

今後、今年度と同様の状況が長期化し、被保険者が安心して生活できる環境を整備することを目的とした法改正が必要とされる場合、府下市町村全体で国・府に働きかけていく必要があると考える為、本町も積極的に参画していく必要があると考えます。(しあわせ創造部)

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、町民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や輸送を担う方々などに対する誤解や偏見に基づく不当な差別的扱いや言動、偏見、いじめ、誹謗中傷を行うことは許される行為ではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にありますので、相手に寄り添い、相手を思いやる心を持っていただけるよう、住民への周知を図るとともに、法務省や法務局等と連携し、新型コロナウイルス感染者に対する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談体制充実に努めてまいります。また、パワーハラスメントに関する啓発冊子を令和2年3月に町内全戸に配布し、住民の皆様へ啓発を行っているところですが、町内企業に対し、中小企業においても令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が義務付けられる等、雇用管理上講ずべき措置に

ついて、関係機関と連携し、周知強化に努めてまいります。(総務部)

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

【回答】

労働を継続するために必要な保育については、拒むことなく対応しております。また、保育を受ける子どもの数の抑制や児童の受け入れの縮小等は行っておりません。今後も、国や大阪府の通知に基づき、労働されている方々については支障のないよう対応をしていきたいと考えております。また、介護施設における介護保険サービスについては、コロナ禍においても必要なサービスの維持に努め、国の通知に基づき適正な運用を図ってまいります。(しあわせ創造部)

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、町民にわかりやすく周知すること。

【回答】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、休業要請につきましては、都道府県対策本部長（都道府県知事）が必要があると認めるときに、行うことができるとされております。本町としましては、国及び大阪府の決定等に基づき、適切な対応を検討してまいります。(まちづくり戦略室)(しあわせ創造部)

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【回答】

国や大阪府、商工会などの関係機関と連携し、休業要請企業に対する情報提供や手続き支援などサポート体制の構築に向けた検討を行い、労働者の雇用の維持・継続への支援に向けた取組に努めてまいります。(都市整備部)

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【回答】

商工会等の関係機関と連携し、中小企業の事業継続に向けた支援施策の検討や、サポート体制の構築など中小企業支援の拡充に向けた取組に努めてまいります。(都市整備部)

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

【回答】

本町では、新型コロナウイルス感染症に係る対策としまして、職員採用計画を前倒しし、積極的な職員採用を行ったところです。(まちづくり戦略室)

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、町民に対して周知すること。

【回答】

商工会等の関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症によって雇用環境に影響を受けた労働者への相談体制の構築などを検討し、支援の強化に努めてまいります。(都市整備部)

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【回答】

本町コミュニティバスにつきましては、利用者及び業務従事者の安心安全を確保するため、運行事業者が必要な感染拡大防止対策等を講じ、運行できるよう支援に努めてまいります。(しあわせ創造部)

②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

【回答】

本町コミュニティバスにつきましては、利用者及び業務従事者の安心安全を確保するため、運行事業者が必要な感染拡大防止対策等を講じ、運行できるよう支援に努めてまいります。(しあわせ創造部)

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【回答】

国の学校保健特別対策を活用し、各小中学校に消毒液やマスク等の配布を行っております。また、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業を活用し、各小中学校に感染症対策に必要な備品や消耗品を購入しております。(教育委員会事務局)

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【回答】

現時点において、学校臨時休業に伴う就学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料は発生しておりません。今後、キャンセル料等が生じる事案が発生した場合には、支援できるよう対応を検討して参ります。(教育委員会事務局)

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、国・府に対して支援施策を講じるよう求めること。

【回答】

本町においては、既にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を配置し、教員支援を行っているところでありますが、コロナ禍の子どもや保護者に対応するため、相談日数や件数を増やすなど強化しているところです。(教育委員会事務局)

以 上